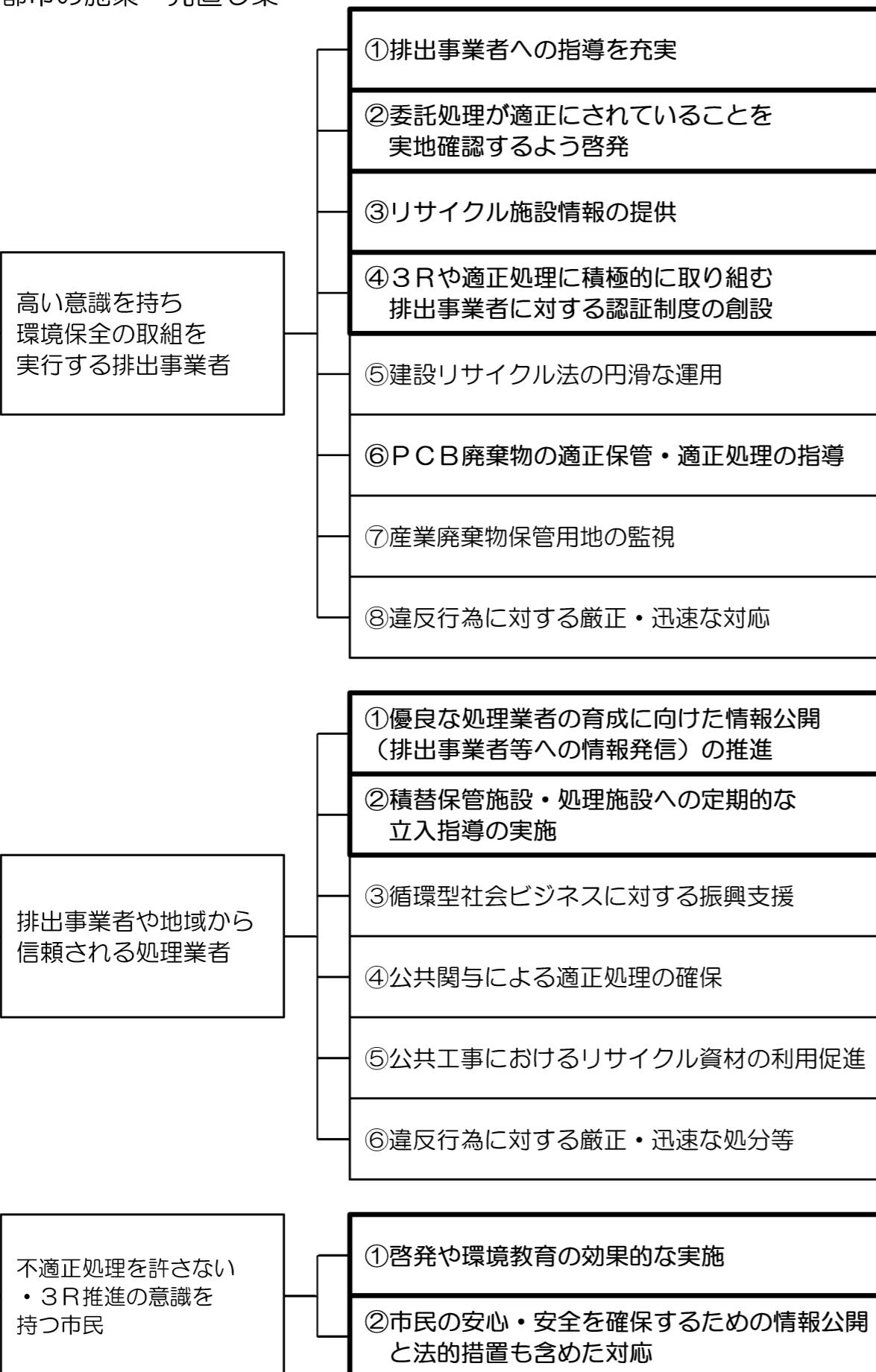


循環型社会の構築



⑥ PCBをはじめとした有害廃棄物の適正保管・適正処理の指導

<見直しのポイント>

(1) 水銀含有製品の廃棄について

○「水銀に関する水俣条約」が平成25年10月に採択され、平成27年6月19日に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が公布された。今後、廃棄物関係法令の改正等が見込まれている。

○本市においてはこれらの社会情勢の変化を受け、平成26年度産業廃棄物実態調査にて「水銀添加製品の使用及び廃棄の現状」を調査項目に挙げ、実態把握に努めている。

○また、事業者に対して、水銀血圧計等の適正処理について、京都府とともに周知・啓発を行っている。

◎既に開始している取組を第3次京都市産業廃棄物処理指導計画に反映させるとともに、法改正等に対して速やかに対応が行えるよう計画の内容を整える。

(2) PCB適正処理推進について

○平成21年の無害化処理施設認定制度開始以降、着実に処理施設は増加し、平成27年7月現在、低濃度PCBを処理できる事業者は26社となっている。

○一方でJESCO大阪管内で保管されている安定器等の一部PCB廃棄物をJESCO九州事業所で処理することが決まり、平成27年度秋頃からの受入開始が見込まれている。

○また、JESCO大阪事業所においても、処理の停滞が緩和され、搬入待機期間は大幅に短縮されている。

○国は計画的処理期限である平成33年度に向け、潜在的保管事業者の掘り起こしを行うこととしており、本市もこれに協調し、啓発に努めている。

◎PCB廃棄物については、処理を行うことができる環境が着実に整ってきていることから、適正保管に加えて、保管事業者への啓発等の処理推進を行っていく。

◎ その他についても、必要に応じて修正する。

は3次計画においての新規・充実施策